

南あ監査発第 57 号
平成 30 年 2 月 26 日

措置請求人
(省 略)

南あわじ市監査委員 四 宮 章 博

南あわじ市監査委員 印 部 久 信

平成 30 年 2 月 21 日に提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく南あわじ市職員措置請求書（受付第 56 号）につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の要旨

本件請求の内容は次のとおりである。

なお、内容については請求書記載の内容を原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

- 1 南あわじ市地方公営企業下水道事業での工事請負契約の内、工事請負金額の入札時予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事の正当な契約の手続きを怠り、議会の議決を受けずに契約を締結し、違法な支出を行っています。

今回は平成 28 年 10 月 7 日入札執行の松帆・湊 14 号管渠布設工事請負額 1 億 7 千 2 百 15 万 2 千円の支払い額全額が違法支出の為、現南あわじ市長から前南あわじ市長 中田勝久氏に対して、入札時の責任者であり、支出負担行為の原因発生時の支出の責任者である中田勝久氏にその全額の返還を請求することを求めるものです。

現市長の支出負担行為は中田勝久氏の支払い根拠に伴う行為であるので守本市長にはその全額の返還の責任は無い。

2 請求の理由を詳しく申しあげますと、下水道事業は地方公営企業法により1億5千万円以上であっても地方議会の議決を得ずして契約ができるとなっています。しかしながら、南あわじ市下水道事業会計規則において、「第8章契約（準用規定）第67条この規則に定めるもののほか、契約については南あわじ市契約規則の規定を準用する。」と明記されています。地方公営企業法により地方自治法の適用除外とされたことが、下水道会計規則により上乗せされて議会の議決が必要になっている。この事は一般的には上乗せ条例と言われています。上乗せをしないのであれば下水道会計規則の中で、市契約規則の議会の承認に関する規定を適用除外と規定しておくのが、原則です。下水道会計規則で適用除外規定が書かれていない以上、市契約規則の全部適用となる。

同じ下水道会計規則の市会計規則に定めるは下水道決裁規程では不要である印鑑が市会計規則に従って支出されている事実からも、上乗せ条例の意味で実際運用されている。

契約のみ上乗せ条例で無いとの現状の運用が間違いであり、違法支出となっている。

よって、現市長から違法支出の最高責任者たる中田勝久氏にその全額の返還を請求することを求める。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条では、普通公共団体の住民は、当該普通公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為、又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定している。

これについて本件請求の要旨のうち、下水道事業会計における議会の議決を受けずに行った契約の締結について考察した。

（1）議会の議決を要する契約について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議会の議決に関する条例」という。）第2条において、自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ

い契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負と定められている。

(2) 下水道事業における地方公営企業法の適用について

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例第 3 条に定めるところにより、下水道事業には、地方公営企業法に規定する財務規定等が適用される。

(3) 地方自治法の適用除外について

地方公営企業法第 40 条の規定により、地方公営企業法の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しないとされている。自治法第 96 条第 1 項第 5 号は適用除外となることから、(1) で述べた議会の議決に関する条例第 2 条も適用除外となる。

(4) 南あわじ市下水道事業会計規則（以下「会計規則」という。）について

会計規則第 67 条に、契約については、南あわじ市契約規則（以下「契約規則」という。）の規定を準用する旨が定められている。

また、準用とは、「ある事項に関する規定を、他の類似事項について、必要な修正を加えつつ、あてはめること」をいう。

(5) 契約規則について

請求人は、「会計規則により上乗せされて議会の議決が必要になっている」と主張しているが、請求書には契約規則のどの条項が議会の議決を必要とする上乗せ条例となっているか、明記されていない。

また、事実を証明する書類として添付されている契約規則の抜粋には、第 1 条から第 3 条及び第 29 条が示されているが、第 1 条から第 3 条では議会の議決には触れていない。加えて、第 29 条は、契約の手續における仮契約を示した条項であり、議会の議決を必要とする契約については仮契約を締結するよう記されているが、議会の議決が必要であるとは記されていない。

さらに、上記以外の条項においても、契約規則には契約について議会の議決を必要とする定めは見受けられないことから、請求人の主張する上乗せ条例の存在が認められない。

[参考：契約規則第 29 条抜粋]

第 2 章 契約の手續

(仮契約)

第 29 条 南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 46 号)の規定により、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結するものとする。

2 前項に規定する仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

以上より、請求人の主張する違法性についての法的根拠が見受けられないことから、自治法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。